

実施設計業務委託標準仕様書（詳細設計）

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 標準仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

1. 8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって森町の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1. 10 管理技術者及び照査技術者の資格

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、総合技術監理技術士（上下水道部門）又は技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議に出席しなければならない。
- (3) 管理技術者は、JR 横断を伴う配水管実施設計の実績があり、加えて関係機関（JR）との協議に同席した実績があること。

1. 11 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に森町の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された個所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、森町の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかがしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1. 13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、森町、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2. 3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、NTT 等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2. 4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は担当員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と森町は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当たっては、森町の指示する図書及び本仕様書第8章参考図書に基づき、設計を行う上での基準となる事項について森町と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、担当員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 参考図書の貸与

森町は、業務に必要な在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（詳細設計）

4. 1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には業務担当員の承認を受けなければならない。

（1）位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

（2）平面図

平面図（ $S=1/200\sim 1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、立坑の位置、管路の区間番号、形状、管径、区間距離、管路名称等を記入する。

（3）縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/200\sim 1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管路の位置、平面図との対照番号、形状、管径、区間距離、地盤高、管底高、土被り、河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管路の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

（4）横断面図

横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管路の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

（5）構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

特殊構造物（推進、立坑、弁室、防護コンクリート等）は、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

（6）仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4. 2 各種計算

管路、推進及び構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当たっては、森町と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4. 3 数量計算

土工、管路、推進工法、構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4. 4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法等を集成するものとする。

第5章 照査

5. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5. 3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、数量計算書等）について
- (5) 設計図と計算書の適切性及び整合性について

第6章 提出図書

6. 1 提出図書

提出書類は次項により、提出しなければならない。

6. 2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	A3・1部
(2) 平面図	1/200～1/500	〃
(3) 縦断面図	縦 1/100、横 1/200～1/500	〃
(4) 横断面図	1/50～1/100	〃
(5) 構造図	1/10～1/100	〃
(6) 仮設図	1/10～1/100	〃
(7) 構造計算書		A4・1部
(8) 数量計算書		〃
(9) 報告書		〃
(10) 打合せ議事録		〃
(11) その他資料		〃
(12) 測量成果簿（平面図、縦断面図、横断面図を含む）		〃
(13) 地質調査報告書（コア試料を含む）		〃
(14) 電子データ		1式

第7章 参考図書

7. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 水道施設設計指針・同解説（日本水道協会）
- (2) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (3) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- (5) 日本水道協会規格（JWWA）
- (6) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (7) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (8) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (9) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (10) 道路土工 仮設構造物指針（日本道路協会）
- (11) 道路土工 カルバート工指針（日本道路協会）
- (12) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (13) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (14) 建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は標準仕様書の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務の対象

- (1) 名 称：東森町地区実施設計・測量調査委託
(2) 位 置：別紙位置図のとおり

3. 測量調査

設計を実施する上で必要な現地の地形や地盤高、構造物等の調査及び把握を目的とし、調査結果を反映させた平面図、縦断面図、横断面図、測量成果簿等の作成を行う。

測量範囲は、業務担当員と打ち合わせの上、決定する。

条件項目表

項 目	条 件
基準点測量 (3級基準点・永久標識設置なし)	1点
作業計画	1業務
現地踏査	L=0.05 km
中心線測量	10m 間隔、L=0.05 km
仮BM設置測量	L=0.05 km
縦断測量	L=0.05 km
横断測量	10m 間隔、幅 45m 未満、 L=0.05 km
現地測量	0.002km ²

4. 地質調査

設計を行う上で必要な現地の地質状況を機械ボーリングにより調査し、下記項目の調査結果を基に報告書の作成を行う。

ボーリング箇所の選定は、業務担当員と打ち合わせの上、決定する。

条件項目表

項 目	条 件
調査箇所数	2 箇所
ボーリング実施深度（砂・砂質土）	14m（7m/箇所）
標準貫入試験（砂・砂質土）	14 回（7 回/箇所）
土粒子の密度試験	2 試料（1 試料/箇所）
土の含水比試験	2 試料（1 試料/箇所）
土の粒度試験	2 試料（1 試料/箇所）

5. 実施設計

下記条件項目表のとおり。

条件項目表

項 目	条 件
推進工法	小口径 φ 250mm 以上 700mm 以下
	L=50m
配管設計	φ 700mm 以下
	L=50m
公図調査（小口径）	有
報告書作成	有
関係機関(JR)との協議資料作成	有
設計協議	中間打合せ 1 回
関係機関(JR)との協議	2 回
設計条件補正	主として小市街地又は住居地区
工事案件数	1
立坑数	2